

## 博士論文審査結果の概要

申請者氏名	李在桓			
審査委員会主査	職名	教授	氏名	田中俊明
論文題目				
統一新羅時代の九州と五小京の考古学的研究				
論文の内容の要旨および審査結果の要旨				
<p>新羅は朝鮮半島の東南部に起こった国で、7世紀中葉に、唐と連合して百済・高句麗を滅ぼし、その後唐と対立して駆逐し、半島のなかばを領有するようになった。それを統一新羅と呼ぶが、こうして広大となった領土に対して、新たな統治政策を始める必要があった。そこで選んだのが郡県制であり、全国を9つの州に分け、州のなかに郡・県を配する、外見的に中国の制度にならった地方統治体制であった。さらに全国の5つの拠点に小京を設置した。この地方統治体制を州京郡県制、あるいは九州五小京制度とよぶ。李在桓氏の論文は、この制度を初めて本格的に考古学的に検討したものである。もともと文献的に限られた情報しかなく、実態の究明には困難が伴っていた。発掘調査も部分的なもので、十分に実態を明らかにするものではなかった。これまでの研究も、考古学的成果を含めて考えることはあったが、対象地が市街地化しており、調査に限界があり、推論にも問題が多かった。</p> <p>李在桓氏は、本学の博士後期課程に入学するまで韓国の発掘財団に勤務し、その事務所が五小京のひとつである北原京の故地原州にあり、そこの発掘も行ってた。その成果をもとに北原京に関して考古学的に検討し、学会誌に発表していた。本学に入学してからは、それ以外の州京についての検討を進め、いくつかの州京に対して新たな結論を得て、全体としての九州五小京制のありかたについての確かな見通しも得るようになった。</p> <p>論文全体の中心をなすものは金官小京の検討である。その故地金海市（慶尚南道）において後代の邑城の外側で、より古い城壁の基礎部分が、これまで5つの機関で別々に検出されていた。古地図に古邑城と呼ばれるものにあたり、機関によって時代観も性格付けも異なっていた。それに対する総合的な検討をして、基本的な土層の様相は地形による形態の違いはあるものの構造は同じと言え、階段式3段の基壇石築も、築造方式・版築方法・永定柱の使用など共通することから、5箇所ともにほぼ同じ時期に同じ方式で築造された城壁であると考え、その方式と遺物を通して、統一新羅時代に該当するものとみた。とすれば古邑城は金官小京と関わる城郭遺構とみなしなければならず、外郭と考えられる。いっぽう中心部に区画地割を想定する所説に対して、それに該当する地点の発掘調査において道路遺構が検出されておらず、また1934年の地籍図にも痕跡が残っていないことから、もともと存在しなかったと推定した。従って金官小京は、治所中心部を大きく囲む城壁はあったが、その内部に区画地割は存在しないという結論を得た。それはこれまで考えられてきた小京の類型とは異なる、新た</p>				

な類型である。

ほかの具体的な検討について例をあげれば、中原小京について、かつては高句麗が国原進出・定着した忠州塔坪里一帯が中心地であるという考えもあったが、近年は忠州市街地方面で考える方が有力になってきた。李在桓氏は近年発掘された虎岩洞地区の土城を検討し、今も残り、既に小京との関連が指摘されている逢峴城とが、ともに外郭の一部をなすととらえ、その内部に、後代の忠州邑城があり、その下層の城壁遺構が統一新羅までさかのぼることから、二重の城壁によって囲まれていたことを明らかにした。その上で、外郭内部を地籍図をもとに検討し、既存の考えよりも南に区画地割が想定できることから、外郭の内部に、内郭と、区画地割区域が納まる構造を想定した。区画地割は外郭いっぱいには広がるとは考えられず、一部区域にとどまり、内郭にもおよんでいない。この類型も、これまで考えられてきた小京の類型とは異なる新たな類型である。また北原小京（江原道原州）については、以前に論文を発表していたが、その後の発掘調査の成果と、新たな地籍図の検討を加えて、以前の結論を補強している。すなわち外郭をなす城郭も区画地割もない類型である。この類型は以前から知られていたもので、それを改めて確認したということになる。

このように五小京と九州の位置・構造を、そこにおける考古学的調査の精粗によって追究できる範囲も限定されるが、検討が不可能な2箇所を除いてすべて検討し、およそ外郭と内部区画地割の存否をもとにいくつかの類型を提示した。しかし統一的に把握できず、それぞれに異なることが確認できた。そのなかで区画地割が明確に確認される州京と確認できないか一部確認できる州京という違いを知り得た。それは地形や河川の流れなどの条件が範囲と形態に影響を与えているといえるが、それに加えて、設置時の背景も関わると考えた。統一期以前のその地域の中心地がそのまま州京の治所になっているところをⅠ類型、治所が設置された地域が統一期以前の中心地(拠点)ではなく、新しく中心地が形成されたところをⅡ類型とする。このⅡ類型は、治所の移動による中心地の移動といえるもの(Ⅱ-1型)と、治所を新設して中心地が移動したもの(Ⅱ-2型)に細分できる。その場合、Ⅰ類型では区画地割が実施されず、Ⅱ類型は基本的に区画地割が実施されたことが確認できた。それは新羅の新領土に対する対策の一環としてとらえることができる。

以上のような内容をもつ李在桓論文は、これまで十分に明らかにされてこなかった新羅の九州と五小京の都市構造について、最近に至るまでの考古学資料と、自ら入手した1934年の地籍図の分析をもとに、可能な限りでの類型化を行い、その背景を検討したもので、個別の州京いくつかの構造が明らかになったこと自体、極めて有意義であり、かつ全体が統一的に類型化できないこと、すなわち別々であると改めて確認できたこと、さらに区画地割の実施について統一後の新羅の地方政策と関わって、治所をどのように設定するかに関わることを明らかにした。新羅が統一を果たしたあと、広大になった領域をどのように支配するようになったのかは、新羅史の展開を考える上でも当然重要な課題であり、その一端を具体的に示した点で評価できる。このような点から、審査委員会(田中俊明・定森秀夫・中井均・東潮)は、李在桓論文が、十分に学位論文に値するものと判断し、ここに学位授与を提案するものである。